

監督署からのお知らせ <2016年 No.6>

～ ゼロ災復興めざして がんばろう! ～

石巻労働基準監督署
平成 28 年 12 月 20 日発行

労働災害発生状況【平成 28 年】 11 月末

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	増減の状況	
	(確定)	(確定)	(確定)	11 月末	11 月末	(対前年比)	
	死傷 (死亡)	死傷 (死亡)	死傷 (死亡)	死傷 (死亡)	死傷 (死亡)	死傷者数	増減率 (%)
全産業	407 (2)	451 (9)	396 (5)	323 (5)	320 (3)	-3	-0.9
製造業	104	122 (2)	104	86 (1)	99 (1)	13	15.1
食料品	57	61	60	41	66 (1)	25	61.0
水産	45	47	48	34	57 (1)	23	67.6
建設業	131 (1)	116 (4)	106 (3)	93 (2)	92 (2)	-1	-1.1
土木工事業	36	32 (2)	41 (2)	35 (1)	34 (2)	-1	-2.9
建築工事業	81 (1)	65 (2)	50 (1)	45 (1)	46	1	2.2
その他	14	19	15	13	12	-1	-7.7
運輸交通業	24	32 (1)	39 (1)	18	22	4	22.2
商業	44	41	40	32	35	3	9.4
上記以外の業種	104 (1)	140 (2)	107 (1)	94 (2)	72	-12	12.8

災害発生状況(概況)

全産業における災害発生件数は、ほぼ前年同期と同様となっています(旧管轄の地域別では、気仙沼市・南三陸町が減少、石巻市、東松島市、女川町が増加)。一方、業種別では、水産食料品製造業を含む製造業が引き続き大幅な増加傾向にあり、当署では労働災害防止のための研修会及び自主点検を実施しています。

建設業は若干減少に傾いていますが、依然高水準であるため減少させる必要があります。また、運輸交通業、商業が増加傾向向上にあり、年末に向かって増加が懸念される業種となっています。

健康で労働災害のない明るい年末・年始を！ 28.12.1～29.1.31

宮城における年末・年始労働災害防止強化運動 展開中

年末年始は、日照時間が短く視界不良や雪等による屋外作業での労働条件悪化に加え、路面・通路等の凍結、年末・年始の行事などによる慌しさ等により、転倒による労働災害や交通労働災害などの労働災害が発生し易く、過重労働による健康障害など健康管理もおろそかになりがちな時期です。

このような中で、労働災害を防止するためには、経営トップの決意が最も重要であり、安全衛生の担当者や労働者による現場の再点検、機械設備の安全基準や作業手順などの遵守という、原点に立ち返った基本的な安全衛生対策を改めて徹底することが大切であり、各事業場においては、年末において改めて全員参加による職場の安全衛生総点検を行い、新年は「労働災害ゼロを目指す」との決意で迎えることが重要です。

今年度は、第 12 次労働災害防止推進計画の 4 年目にも当たり、宮城労働局では、県内すべての労働者が健康で労働災害のない明るい年末・年始を迎えられるよう「平成 28 年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を展開し、年末・年始における労働災害防止活動の積極的な推進を図ることとしています。事業場におかれましては、この機会に右の事項を参考にお取り組みいただきますようお願いいたします。

- 経営トップによる安全衛生方針の決意表明及び安全衛生パトロールの実施
- 安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の選任と職務の確実な遂行
- 安全衛生管理活動の点検・評価 (Check) 及び新年(度)の安全衛生管理年間計画の作成及び実施 (Action)
- リスクアセスメントの取組など自主的安全衛生管理活動の実施
- 凍結・積雪による滑り等による転倒災害防止対策の実施
- トラック荷台、はしご・階段等からの墜落・転落災害防止対策の実施
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策、機械設備の作業前点検等の実施
- 「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」(第 5 次) による労働災害防止対策の実施
- 健康診断結果に基づく適切な事後措置の実施
- メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- ストレスチェック制度の普及促進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 高齢労働者への安全対策、
「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の実施
- 「年末・年始労働災害防止強化運動」
用ポスターの掲示、安全衛生旗の掲揚等運動の「見える化」の促進



期間中の主な実施事項

“詳しくは宮城労働局HPをチェック“

メンタル不調防止のためストレスチェックを活用しましょう！

『メンタルヘルスの取り組み』に関する自主点検結果

石巻労働基準監督署では、この度、事業場におけるメンタルヘルス対策自主点検を実施しました。

この自主点検は、事業場の労働者の「心の病」が増加傾向にある中で、管内事業場におけるメンタルヘルス対策の取組みを把握し、当該対策の促進を図るため、管内労働者規模50人以上の189事業場を対象に実施したもので、186事業場（回収率98.4%）から回答がありました。このうち、廃止・統合及び規模50未満を除く150事業場について集計しました。

♡自主点検の概要♡

自主点検の結果、メンタルヘルス対策について、心の健康づくり計画の作成等、何らかの取り組みをしている事業場は149事業場（99.9%）であり、第2次メンタルヘルス対策推進5ヵ年計画の行政目標である取組率80%以上を達成しました。

取組状況をみると、実施事業場数と実施率は以下のとおりです。

- ①委員会による調査審議、113事業場（75.3%）
- ②事業場での実態の把握、113事業場（75.3%）
- ③心の健康づくり計画の作成、63事業場（42.0%）
- ④推進担当者の選任、114事業場（76.0%）
- ⑤教育研修の実施、117事業場（78.0%）
- ⑥事業場外資源の活用、124事業場（82.6%）
- ⑦ストレスチェックの実施 *
- ⑧その他の取組（相談窓口の設置、職場環境の把握・改善）、120事業場（80.0%）
- ⑨メンタルヘルス対策支援センターの利用希望、19事業場（12.6%）



* 自主点検では、ストレスチェックの実施についても点検しましたが、9月現在で108事業場（72.0%）から実施有の回答がありました。平成27年12月1日より改正労働安全衛生法が施行され、規模50人以上の事業場でストレスチェックを1年に1回定期的に行うことが義務化されました。厚生労働省では、事業場に対し、心の健康づくり計画の策定を含めた職場のメンタルヘルス対策の取組みの促進を図るために（独）宮城産業保健総合支援センターにメンタルヘルス対策支援を委託しており、メンタルヘルス対策の導入支援やストレスチェック制度の導入支援を行っていますので、是非ご利用ください。



“詳しくは宮城労働局HPをチェック”

♡♡お願いしたいこと♡♡

自主点検の結果から、①安全衛生委員会等での調査審議及び⑦ストレスチェックの実施については、法定事項ですので確実に実施するようお願いいたします。

また、項目①～⑤については第2次メンタルヘルス対策推進5ヵ年計画の重点項目となりますので、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年3月厚生労働省策定）」に基づいて、心の健康づくり計画を策定し、メンタルヘルス対策を継続的かつ計画的に実施しましょう。

復旧・復興工事 安全衛生キャラバンが12/14～15に行われました

宮城労働局では東日本大震災に係る復旧・復興工事現場での死亡災害を含む労働災害が多発していることから「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動（セカンドステージ）」及び年末・年始労働災害防止強化運動の一環として、現在復旧・復興工事が佳境となっている当署管内の大規模建設工事である鹿島・オオバ女川町震災復興事業共同企業体（女川町震災復興事業工事）、大成・クマケ・T S U C H I Y A 特定建設工事共同企業体（気仙沼市立新病院建設工事）ほか4現場に安全衛生パトロールを実施しました。

安全衛生キャラバンには、宮城労働局から木幡労働基準部長、齋藤健康安全課長、石巻労働基準監督署から柴崎署長らが参加し、現場所長から最近の現場管理上の問題点についてヒヤリング等を行い、年末年始の繁忙期の労働災害防止への機運の醸成を呼びかけ、労働災害防止及び、過重労働による健康障害防止について一層の取組みの強化をお願いしました。

STOP!

冬の転倒災害



冬期間は積雪・凍結等を原因とする転倒災害が多発します。転倒防止に、より一層の取組をお願いします。

労働災害防止及び、過重労働による健康障害防止について一層の取組み強化をお願いします。

冬の転倒災害防止についても取り組みをお願いします。



発行：石巻労働基準監督署（TEL：0225-22-3365）〒986-0832 石巻市泉町4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎）

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽に御相談ください。

労働条件関係は方面、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生課、労働保険料・労災保険関係は労災課まで。